

市町における要約筆記事業調査結果

H28.8

・アンケート配布箇所→25市町／回答→20市町／回収率80%

1. 要約筆記者派遣の要綱の写しはいただけるか回答のあった20市町より要綱をいただいた。

2. 要約筆記者派遣事業はどのように運営されているか

運営方法	市町数	備考
行政が独自に運営	1市町	
全部委託している	13市町	県内社会福祉協議会など
一部を委託している	4市町	県内社会福祉協議会など
実施なし	2市町	現在利用者が居ない為。今後検討。

3. 派遣の申し込み方法について（派遣事業未実施箇所を除く18市町）

- ・電話・FAXでの申請→18市町可能
- ・メールでの申請→可能：9市町／不可：9市町

5. 平成 26 年度～平成 27 年度の意思疎通事業全体と要約筆記派遣の利用状況について

年度	意思疎通全体	内：要約筆記の 手 案件数
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 件以上→ 1 市町 ・ 100 件以上 500 件未満→ 11 市町 ・ 50 件以上 100 件未満→ 1 市町 ・ 10 件以上 50 件未満→ 5 市町 ・ 10 件未満→ 1 市町 ・ 0 件→ 1 市町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 件以上 100 件未満→ 3 市町 ・ 10 件以上 50 件未満→ 6 市町 ・ 10 件未満→ 4 市町 ・ 0 件→ 7 市町
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 件以上→ 1 市町 ・ 100 件以上 500 件未満→ 9 市町 ・ 50 件以上 100 件未満→ 2 市町 ・ 10 件以上 50 件未満→ 6 市町 ・ 10 件未満→ 2 市町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 件以上 100 件未満→ 2 市町 ・ 10 件以上 50 件未満→ 7 市町 ・ 10 件未満→ 3 市町 ・ 0 件→ 8 市町

※要約筆記の実施が無い 2 市町は要約の件数を 0 件にカウント。

6. 平成 27 年度の要約筆記利用の内訳と回数について

	医療	研修会	職業	公的機関	会議	教育	講演会	各種講習	家庭	その他
回数	4	8	0	0	77	6	7	94	2	45

※ 20 市町のうち 8 市町は未回答

内訳を把握していない / 1 市町

7. 要約筆記者の報酬金について (要約派遣事業実施の 18 市町のみ)

報酬金	市町数
1 時間 1,000 円	1
1 時間 1,000 円で 4 時間 4,000 円が限度	1
1 時間 1,200 円	1
1 時間 1,500 円	2
1 時間 1,500 円 8 時間まで	1
1 時間 1,500 円 4 時間の 6,000 円が限度	9
1 時間 1,500 円 4 時間ないしそれ以上の時間は、6,000 円まで・緊急時の料金設定有	1
1 時間 1,500 円で上限 12,000 円 (必要な場合、12,000 超えても可)	1
1 時間 1,500 円 4 時間超えても 1,500 円を加算・別途時間帯により割増有	1

8. 要約筆記者の交通費について (自家用車使用の場合) (要約派遣事業実施の 18 市町のみ)

交通費	市町数
1 キロ 25 円	1
1 キロ 30 円	16
1 回 500 円まで	1

9. 要約筆記者養成講習会の開催状況について

行政が独自に実施している	3
実施していない	15
短期講習会のみを実施している	1
実施を考えている	0
その他	1

10. 障害者手帳交付件数について

平成27年度の聴覚障害者登録者数	うち新規聴覚障害者登録者数
・1,000人以上2,000人未満→1市町	・10人以上50人未満→10市町
・500人以上1,000人未満→2市町	・10人未満→7市町
・100人以上500人未満→14市町	・0人→2市町
・50人以上100人未満→3市町	・不明→1市町

11. 行政主催の講演会などの要約筆記通訳利用状況について

	市町数	回数と内容
ある	5	<ul style="list-style-type: none"> ・2回→記念式典や障害者差別解消法についてなど ・1回→フェスタ関係 ・9回→男女共同参画セミナーや環境講演会など ・80回→中途視聴者・難聴者のための手話講習会 ・2回→福祉祭りなど
なし	14	
その他	1	・個人派遣で対応

12. 今年度予定されている行事で、要約筆記通訳の利用予定状況について

	市町数	内容
ある	5	<ul style="list-style-type: none"> ・平和のつどい関係 ・フェスタ関係 ・男女共同参画セミナーなど ・中途視聴者・難聴者のための手話講習会 ・福祉祭りなど
なし	14	
その他	1	・参加者の個人派遣として申請があれば対応

13. 難聴者の福祉問題としてどのようなことを感じているかについて

・難聴者の高齢化に伴い、要約筆記者等の派遣依頼は今後増えると思われるが、意思疎通支援事業だけでは対応できないケースもあり難しさを感じている。
・障害者差別解消法を契機とし、障害のある方もない方も不自由なく共生して暮らせるような社会にする為には、行政の取組は重要であると感じている。その中で、難聴者の福祉としては、手話・要約筆記といった意思伝達手段を難聴者の方へ生活の様々な機会に提供、利用できる社会の実現を目指すことが大切であると感じる。
・コミュニケーションに関して、周囲の理解が不足する場合があること。
・中途失聴者の心理的サポートの必要性。
・大規模災害や緊急時の意思疎通支援の必要性。
・緊急時の通訳依頼の場合、市が休みの時など依頼が出来ない。現在は難聴者が通訳者へ直接依頼することで、何とか問題なく生活できている。
・難聴者、通訳者共に高齢になってきており、通院など通訳が必要な場面が年々増えてきているので、若手の通訳者の養成が必要。
・テレビやラジオ等にて情報を得る事が難しいのみならず、放送等によって注意事項等を周知する場所、緊急時等に音に頼らなければ状況を察知できない事態など難聴者にとって厳しい場面は多々あると感じている。
・手話ができる職員がいない。
・外見から障害があることがわかりにくく、理解されにくい。
・筆談器やタブレット等の支援用具の配置が不足している。
・健常者と比べ、災害時などの緊急情報が入りづらい。
・行政としての必要性を感じつつも、小さな自治体では独自に事業運営することは難しい。
・聴覚に障害があっても無くても住みやすいバリアフリーな社会になるように取り組みたい。

14. 要約筆記についてどのような問題点を感じているか教えてください。

・要約筆記について、必要とする人が利用出来るよう制度の周知を要約筆記者の育成が必要であると感じている。
・要約筆記者の養成事業において、継続的に要約筆記を養成していく為には、より社会へ意思疎通支援の必要性を啓発し、広げていくことが大切であると感じる。
・新規の要約筆記者がいない。
・手話と比べて要約筆記の認知度が低い。
・要約筆記者の高齢化と若い担い手獲得の困難さ。
・利用者がいない。(ニーズが無いのか、広報が不足しているのか実態把握も困難)
・プロジェクター、スクリーンを使用する為、会場が限定されてしまう。
・要約筆記事業について健常者、難聴者を含め十分に周知されていない。
・要約筆記者を依頼するにあたり、依頼する側が用意する物などが分からない。
・手話通訳に比べて普及しているとは言い難く、利用者も少ないこと。
・要約筆記の利用者・用途が固定しているため幅広い利用を促したい。

御協力ありがとうございました。